郵送による資格確認書再交付申請のしかた

国民健康保険証または資格確認書、高齢受給者証を紛失、汚損等した場合の再交付の申請については、郵送でも受け付けております。

書類の不備や不足により受付できない場合は、書類をお返しすることがあります。

マイナンバーの実施に伴い国民健康保険の届出の際、本人確認が厳格となりました。郵送による本人確認にも「身元確認」が必要です。

新しい資格確認書は不備や不足等がなければ、届出後、1 週間から 10 日程度で世帯主の方あてに郵送いたします。（資格確認書は特定記録郵便、高齢受給者証は普通郵便、両方ある場合は特定記録郵便で郵送いたします。）

①　届出人の身元確認書類のコピー（有効期間内のものに限ります）

マイナンバーカード	運転免許証
パスポート	在留カード

等から一点

※顔写真付きの公的証明書がない場合は、次のいずれか二点

各種保険証、資格確認書、年金手帳、介護保険証、各種医療受給者証　等

②　国民健康保険資格確認書･高齢受給者証交付申請書

HP でダウンロードしたものか、
窓口で配布しているものをご利用ください

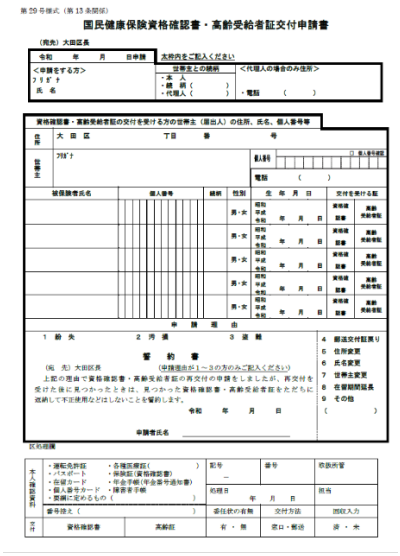
第 29 号様式（第 13 条関係）

国民健康保険資格確認書・高齢受給者証交付申請書

（宛先）大田区長

令和　年　月　日申請	太枠内をご記入ください
<申請をする方> フリガナ 氏　名	世帯主との続柄 ・本　人 ・続　柄（　　） ・代理人（　　） <代理人の場合のみ住所> ・電話　（　　）

資格確認書・高齢受給者証の交付を受ける方の世帯主（届出人）の住所、氏名、個人番号等

住所	大田区　　丁目　　番　　号
世帯主	フリガナ 個人番号 電話　（　　）

被保険者氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	交付を受ける証
			男・女	昭和 平成 令和　年　月　日	資格確認書 高齢受給者証
			男・女	昭和 平成 令和　年　月　日	資格確認書 高齢受給者証
			男・女	昭和 平成 令和　年　月　日	資格確認書 高齢受給者証
			男・女	昭和 平成 令和　年　月　日	資格確認書 高齢受給者証
			男・女	昭和 平成 令和　年　月　日	資格確認書 高齢受給者証

申請理由

1 紛失　2 汚損　3 返納　4 郵送交付証戻り　5 住所変更　6 氏名変更　7 世帯主変更　8 在留期間延長　9 その他（　　）

誓約書

（宛先）大田区長　（申請理由が 1～3 の方のみご記入ください）

上記の理由で資格確認書・高齢受給者証の再交付の申請をしましたが、再交付を受けた後に見つかったときは、見つかった資格確認書・高齢受給者証をただちに返納して不正使用などはしないことを誓約します。

令和　年　月　日

申請者氏名

本人確認資料	窓口対応	郵送	番号	収税所管
・運転免許証　・各種医療証（　　） ・パスポート　・保険証（資格確認書） ・在留カード　・年金手帳（年金番号通知書） ・個人番号カード　・障害者手帳 ・関係に応じたもの（　　） 番号確認（　　）		配号 —	番号	
		処理日　年　月　日		照合
		委任状の有無	交付方法	西区入力
交付	資格確認書	高齢証	有・無	窓口・郵送	済・未

以上①～②を下記の宛先にお送りください。

個人情報を含む書類のため、特定記録郵便または簡易書留での郵送をお勧めします。

切手

〒１４４－８６２１
大田区蒲田５－１３－１４
大田区役所
国保年金課　国保資格係　行